主 文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人高橋融、同松井繁明の上告趣意第一点は、憲法二一条違反をいうが、実質 は当裁判所大法廷判例が変更されるべきである旨の主張であり、同第二点は、憲法 三一条違反をいうが、実質はすべて単なる法令違反の主張である。

弁護人武子暠文の上告趣意一は憲法三一条違反をいうが、実質はすべて事実誤認、 単なる法令違反の主張であり、その余は、いずれも原審において主張、判断を経て いない事項に関する憲法三一条、一四条、九五条違反の主張である。

弁護人田中巖の上告趣意は、憲法一四条、三一条違反をいう点もあるが、実質は すべて単なる法令違反、事実誤認の主張である。

被告人Aの上告趣意二ないし四、七のうち、埼玉県屋外広告物条例(昭和二五年一月三一日条例第二号)及び軽犯罪法一条三三号による広告物規制特に電柱へのはり紙の規制につき憲法二一条違反をいう点は、当裁判所昭和四一年(あ)五三六号同四三年一二月一八日大法廷判決・刑集二二巻一三号一五四九頁、同四二年(あ)第一六二六号同四五年六月一七日大法廷判決・刑集二四巻六号二八〇頁の趣旨に徴して所論の理由のないことが明らかであり、その余の点は、憲法二一条、一四条違反をいう点もあるが、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張に帰する。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五〇年六月一二日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 藤
 林
 益
 三

 裁判官
 下
 田
 武
 三

裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	团	藤	重	光